

令和8年度第高専1号

滋賀県立高等専門学校新築工事（第1工区）

入札説明書

令和8年（2026年）4月

公立大学法人 滋賀県立大学

令和8年4月27日に公告した特定調達契約にかかる一般競争入札については、関係法令および公告に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 工事概要

- (1) 工事名 令和8年度第高専1号 滋賀県立高等専門学校新築工事（第1工区）
- (2) 工事場所 野洲市市三宅地内
- (3) 工事概要 校舎棟その他新築工事 一式
 - ア 校舎棟 鉄骨造 地上3階建て 10,911.64 平方メートル
 - イ 屋外付帯工事 一式
 - ウ 渡り廊下1 一式
 - エ 渡り廊下2 一式
 - オ 渡り廊下3 一式
 - カ 昇降機設備工事 一式
- (4) 工期 契約成立の日より5日以内の日から令和9年12月24日まで
- (5) 予定価格 落札決定した後に速やかに公表する。なお、不調の際には非公表とする。
- (6) この工事は、「(営繕工事版) 週休2日取組促進型工事（完全週休2日（土日）I型）」である。
- (7) この工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式を採用する。契約にあたっては、契約書(案)第19条の2に示す以下のとおりとする。なお、契約後VE方式に関する詳細な事項については、特記仕様書による。

(工事の施工に係る受注者の提案)

- 第19条の2 受注者は、この契約後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、発注者に提案することができる。
- 2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、提案の全部または一部が適正であると認めるときは設計図書を変更し、これを受注者に通知しなければならない。
- 3 発注者は、前項の規定により設計図書を変更した場合において、必要と認められるときは請負代金額を変更しなければならない。

2 入札参加資格

入札参加希望者は、次に掲げる要件をすべて満たす特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

- (1) 共同企業体としての要件
 - ア 自主的に結成された共同企業体であること。
 - イ 構成員は、2者または3者であること。

- ウ 経営の形態は、共同施工方式であること。
- エ 1 構成員の出資比率は、2 者の場合は 40 パーセント以上、3 者の場合は 25 パーセント以上であること。
- (2) 共同企業体のすべての構成員が満たすべき要件
 - ア 公立大学法人滋賀県立大学契約事務取扱規程（平成 18 年公立大学法人滋賀県立大学規程第 54 号。以下「契約規程」という。）第 3 条の規定に該当しない者であること。
 - イ 入札参加者に必要な資格等（滋賀県建設工事等入札参加有資格者名簿の登録業種「建築一式工事」に登載されている者または公立大学法人滋賀県立大学特定調達契約競争入札参加資格審査申請の公示（令和 8 年 4 月 27 日））に規定する資格を有すると認められた者であること。
 - ウ 建築工事業（建築一式工事）に係る特定建設業の許可を有する者であること。
 - エ 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次の（ア）から（オ）までのいずれかに該当する者でないこと。
 - （ア）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者
 - （イ）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
 - （ウ）破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
 - （エ）会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
 - （オ）銀行取引停止処分がなされている者
 - オ 次の（ア）から（オ）までのいずれかに該当する者でないこと。
 - （ア）役員等（競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から県または本法人との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者
 - （イ）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - （ウ）役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - （エ）役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持または運営に協力し、または関与していると認められる者
 - （オ）役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- カ 共同企業体入札参加資格確認申請書（以下「JV 申請書」という。）の提出期限の日から落札決定の日までの期間に滋賀県建設工事等入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けていないこと。
- キ この競争入札に関し、他の共同企業体の構成員でないこと。
- ク この工事に係る設計業務の受託者と資本または人事面において関連がある者でないこと。

ケ 公告日以前3か月において、滋賀県発注の建築一式工事について評定点60点未満の成績評定通知を受けた者でないこと。

(3) 共同企業体の代表構成員が満たすべき要件

ア 出資比率が他の構成員を上回っていること。

イ 経営規模等評価結果通知書および総合評定値通知書（公告日において有効であり、かつ、最新ののものに限る。）における建築一式工事の総合評定値が1,300点以上であること。

ウ 公告日の前日から起算して前15年以内の期間（以下「前15年間」という。）に国もしくは地方公共団体が整備する公共建築物（住宅を除く。以下「公共建築物」という。）または学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第1条の規定に定める学校に限る。以下「学校」という。）の新築、改築または増築で、主たる構造が鉄骨造、鉄筋コンクリート造（P C a造を含む。）または鉄骨鉄筋コンクリート造（以下「鉄骨造等」という。）で、1棟の階数が3以上および延べ面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第4号に規定する延べ面積をいう。以下同じ。）が3,000平方メートル以上（複合建築物の場合は建物1棟における延べ面積とし、改築、増築にあつては当該部分とする。）の工事（公告日の前日までに完成したのものに限る。）を単体で、または共同企業体の代表構成員として元請契約し、施工した実績を有すること。

エ 次に掲げる要件を満たす監理技術者を当該工事現場に専任で配置できること。

(ア) 一級建築士または一級建築施工管理技士の資格を有すること。

(イ) 監理技術者資格証を有するとともに、監理技術者講習修了証の交付を受けていること。

(4) 共同企業体の構成員（代表構成員を除く。）が満たすべき要件

ア 経営規模等評価結果通知書および総合評定値通知書（公告日において有効であり、かつ、最新ののものに限る。）における建築一式工事の総合評定値が900点以上であること。

イ 前15年間に公共建築物または学校の新築、改築または増築で、鉄骨造等で延べ面積が1,500平方メートル以上（複合建築物の場合は建物1棟における延べ面積とし、改築、増築にあつては当該部分とする。）の工事（公告日の前日までに完成したのものに限る。）を単体で、または共同企業体の構成員（出資比率が20パーセント以上の者に限る。）として元請契約し、施工した実績を有すること。

ウ 一級建築士または一級建築施工管理技士の資格を有する主任技術者を当該工事現場に専任で配置できること。

3 契約変更の取り扱い

次の場合に、発注者と受注者の協議のうえ、発注者が認めたものについては、契約変更の対象とする。

(1) 不可抗力（地震・風水害）によって地形が変化し、数量に変更がある場合

(2) 現場条件、関係機関との協議、社会的条件（地元対応等）によって新たな対策が生じた場合

(3) 発注者が契約後V Eに係る提案を採用する場合は、契約変更を行うものとする。

4 入札手続

入札については、公立大学法人滋賀県立大学会計規則（平成18年公立大学法人滋賀県立大学規則第4号）、契約規程、公立大学法人滋賀県立大学建設工事執行規程（平成19年公立大学法人滋賀県立大学規程第116号。以下「工事執行規程」という。）に基づき執行する。

(1) 担当部局

公立大学法人滋賀県立大学 高専開設準備局 総務・施設整備課
〒522-8533 滋賀県彦根市八坂町2500 電話 0749-47-3006
e-mail : kosen@office.usp.ac.jp

(2) 入札説明書等の閲覧および交付

ア 閲覧・交付期間

令和8年4月27日（月）から同年6月8日（月）まで（公立大学法人滋賀県立大学職員の勤務時間、休日および休暇等に関する規程（平成18年4月1日公立大学法人滋賀県立大学規程第35号）第7条に規定する休日、土曜日および日曜日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付方法

滋賀県立大学ウェブサイト内からダウンロードすること。

URL : <https://www.usp.ac.jp/info2/812.html>

(3) 入札に関する質問および回答

ア 質問の受付

(ア) 期間

令和8年4月27日（月）から同年5月28日（木）まで（休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

(イ) 場所

4(1)に示す部局

(ウ) 質問方法

質問の提出方法は、書面により持参、郵送(受付期間必着)または電子メール（様式は自由、郵送、電子メールによる場合は、提出先に着信確認を行うこと。）によるものとする。なお、質問書の提出がない場合、質問はないものとみなすので、書面の提出は不要

イ 質問に対する回答の閲覧

電子による閲覧：滋賀県立大学ウェブサイト内からダウンロード可能

URL : <https://www.usp.ac.jp/info2/812.html>

(4) 入札参加資格確認申請資料（以下「確認資料」という。）の提出

ア 期間

令和8年4月27日（月）から同年5月28日（木）まで（休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

イ 場所

4(1)に示す部局

ウ 方法

持参によるものとし、他の方法による提出は受け付けない。確認資料の受理後、「共同企業体入札参加資格申請受理通知書」を発行する。なお、申請資料の審査は落札候補者についてのみ行うことから、この通知書は申請書の提出を確認したことを示すものであり、確認資料の審査が完了したことを示すものではない。

エ 確認資料等一覧

項番	書類
1	目録
2	J V申請書（様式 1-1 号） 申請書付属資料（様式 1-2 号）
3	工事の施工実績を記載した書面（様式 2-1、2-2 号）
4	様式 2-1、2-2 号に記載した工事に関する工事实績情報システムの内容が確認できる資料（CORINS の登録内容確認書）。ただし、CORINS の登録がない場合もしくは CORINS において資格要件として求める工事の内容等が確認できない場合には、その工事名、施工場所、工事の内容、受注形態、工期と発注機関および受注者双方の押印等が確認できる資料、J V協定書の写し等
5	配置予定技術者を記載した書面（様式 3-1、3-2、3-3 号）
6	様式 3-2、3-3 号に記載した配置予定技術者の資格が確認できる書類（監理技術者資格者証（表裏両面）の写し、監理技術者講習修了証の写し、一級建築士免許証の写し、一級建築施工管理技士免許証の写し等）
7	委任状〔本社または本店以外の場合〕（様式 5-1 号）
8	建設工事共同企業体協定書の原本（様式 6 号）
9	代表構成員および構成員ごとの誓約書（様式 7 号）
10	J V業者登録依頼票（様式 8 号）
11	代表構成員および構成員ごとの経営規模等評価結果通知書および総合評定値通知書の写し

オ その他

- (ア) 提出資料等は、別添様式により作成すること。
- (イ) 提出資料等の作成ならびに提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (ウ) 提出資料等は、入札参加資格の確認のみに使用する。
- (エ) 提出された資料等は返却しない。
- (オ) 提出資料等に関する問い合わせ

a 期間

令和 8 年 4 月 27 日（月）から同年 5 月 28 日（木）まで（休日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時まで（ただし、正午から午後 1 時までを除く。）

b 場所

4 (1) に示す部局

(5) 入札参加資格の確認

入札参加者に必要な資格に関する事項の審査は、開札後、落札候補者についてのみ行い、審査の結果、入札参加資格がないと認められる場合は、その者を無効とする。

また、提出期限までに確認資料を提出しない者は、この入札に参加できない。

ア 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明については下記(ア)および(イ)のとおり。

(ア) 入札参加資格がないと認められた者は、理事長に対して、書面によりその理由の説明を求めることができる。なお、当該書面は、令和8年6月16日(火)までに、4(1)に示す部局に持参により提出することとする。

(イ) (ア)の説明要求に対しては、書面により令和8年6月23日(火)までに回答する。

イ 入札参加資格がないと認められた者の苦情の申立については下記(ア)から(ウ)のとおり。

(ア) 入札参加資格がないと認められたことに不服がある者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日(休日を含む。)以内に、理事長に対して苦情申し立てを行うことができる。

(イ) 連絡先

4(1)に示す部局

(ウ) 当該苦情処理の関係上、入札手続きの停止等を行う場合がある。

(6) 入札および開札の日時等

ア 日時

令和8年6月8日(月) 午前10時

イ 場所

滋賀県彦根市八坂町2500 滋賀県立大学 A0棟3階 第2会議室

ウ 入札書の提出方法

持参または郵送(書留郵便に限る。)とし、他の方法による提出は、受け付けない。

エ 郵便入札の取扱い

郵便入札にあつては「令和8年度第高専1号滋賀県立高等専門学校新築工事(第1工区)入札書在中」と記載した封筒に封緘し、令和8年6月5日(金)午後4時までに公立大学法人滋賀県立大学高専開設準備局総務・施設整備課(〒522-8533 滋賀県彦根市八坂町2500)に必着のこと。なお、「共同企業体入札参加資格申請受理通知書の写し」および「積算内訳書」を表封筒と中封筒(入札書)の間に同封すること。

オ 共同企業体入札参加資格申請受理通知書の写しの提出

入札書を持参する場合、入札日当日に入札参加者は「共同企業体入札参加資格申請受理通知書の写し」を提出するものとする。

カ その他

落札決定にあつては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を

もって落札額とするので、入札者は、消費税に係る課税業者か免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

(7) 積算内訳書

ア 入札書に記載される入札価格に対応した積算内訳書を入札書と同時に提出すること。なお、郵便入札にあつては、当該積算内訳書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて郵送すること。

イ 積算内訳書の様式は、発注者が定めた様式を使用すること。

なお、積算内訳書の確認は落札候補者についてのみ行うこととする。確認の結果、下記に該当した場合入札は無効とする。(契約規程第15条第10号関係)

(ア) 積算内訳書の提出がない場合

(イ) 入札書記載金額と積算内訳書記載金額が一致していない場合

(ウ) 積算内訳書に計算間違い、記載漏れがある場合

(エ) 積算内訳書に共同企業体の名称、代表構成員の商号または名称、代表者の職・氏名等の必要事項の記入がない場合

(オ) 積算内訳書の金額に加除訂正がある場合

(カ) 積算内容が適当でない場合

(8) 落札決定の予定日時等

ア 日時

令和8年6月11日(木) 午前10時

イ 入札結果の閲覧場所

(ア) 紙による閲覧 4(1)と同じ

(イ) 電子による閲覧 4(3)イと同じ

(9) 落札者の決定方法

ア 有効な入札書を提出した者であつて、設定された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。なお、最低の価格をもって申込みをした者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

イ 予定価格超過による再度の入札の取り扱い

(ア) 開札をした場合において、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは再度の入札を行う。

(イ) 再度の入札は、入札を行った者のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちに、その他の場合にあつては別に通知する日に入札を行う。

(ウ) 再度の入札は、原則として2回までとする。ただし、入札執行者が必要と認める場合は、さらに1回に限り再度の入札を行うことがある。

(エ) 再度の入札の際には積算内訳書の提出は不要とする。ただし、再入札において落札候補者となった場合には1回目の入札時に提出した積算内訳書を確認することとし、4(7)イに定める無効事由に該当した場合は無効とする。

(カ) 各回の入札において失格又は無効となった者は、その後に実施される再度の入札に参加することはできない。

ウ 落札者の決定にあたっては、契約規程第 18 条に定める最低制限価格制度を適用する。
最低制限価格を下回る入札は失格とする。

(10) 非落札理由に対する説明

非落札者のうち、落札者の決定結果に不服がある者は、落札決定の公表を行った日の翌日から起算して 3 日(休日を除く。)以内に、書面により、契約担当者に対して非落札理由についての説明を求めることができる。なお、当該書面は、4 (1)に示す部局に持参により提出することとする。契約担当者は、非落札理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 5 日(休日を除く。)以内に、書面により回答する。

(11) 非落札理由に対する苦情の申立

ア (10)の回答を受けた者のうち、非落札理由に不服がある者は、回答をした翌日から起算して 10 日(休日を含む。)以内に、書面で理事長に対して苦情申し立てを行うことができる。

イ 連絡先

4 (1)の部局

5 遵守事項

入札遵守事項によることとする。

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語および通貨

日本語および日本国通貨

(2) 入札保証金

入札保証金は免除とする。

(3) 契約保証金

落札価格の 10 分の 1 以上を納付すること。ただし、落札価格の 10 分の 1 以上に相当する利付国債の提供または保証事業会社もしくは金融機関の保証をもって納付に代えることができる。また、落札価格の 10 分の 1 以上に相当する債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約を締結し、または債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証を付した場合は、契約保証金の納付を免除する。また、請負人の債務不履行等により契約解除に至った場合(契約書(案)第 42 条の 2 および第 42 条の 3)の違約金については請負金額の 10 分の 3 とする。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

ア 契約規程第 15 条の規定に該当する入札

イ J V 申請書、確認資料等に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 入札説明書において示した条件等、入札に関する条件に違反した入札

(5) 配置予定技術者について

落札者は提出資料に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に専任で配置しなければならない。入札参加資格確認申請において同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とする場合、他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置することができなくなったときは、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。他の工事を落札したことにより、配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、入札参加停止として取り扱うことがある。

落札決定後、工事实績情報システム（CORINS）等により配置予定技術者の専任違反の事実が確認された場合、契約を締結しないことがある。なお、病休、死亡、退職等極めて特別な理由でやむを得ないものとして発注者が承認した場合を除き、提出資料等で記載された配置予定技術者を変更することはできない。また、病休、死亡、退職等の特別な理由によりやむを得ず配置技術者を変更する場合においても2(3)エに掲げる基準を満たし、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

(6) 契約の締結

ア 落札者の決定後、この工事の契約が成立するまでの間において、当該落札者が、次に該当することとなった場合は、契約を締結しない。

(ア) 2(2)ア、ウ、エまたはオに掲げる要件を満たさなくなった場合

(イ) 滋賀県建設工事等入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けた場合

(ウ) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項または第5項の規定による営業停止の処分を受けた場合

イ 契約書作成の要否 要

(7) 支払い条件

ア この工事は支払年度区分を設ける。

イ 前金払の有無 有

ウ 部分払の有無 有

(8) この工事の令和9年度分に係る支払いは令和9年4月1日以降とする。

なお支払年度区分額の割合は次のとおりであるが、予算の都合により変更することがある。

令和8年度 約40パーセント 令和9年度 約60パーセント

(9) 現地説明会は行わない。

(10) 設計業務の受託者

ア 2(2)クの「この工事に係る設計業務の受託者」とは、次に掲げる者とする。

株式会社東畑建築事務所

イ 2(2)クの「この工事に係る設計業務の受託者と資本または人事面において関連がある者」とは、次の(ア)または(イ)に該当する者である。

(ア) 当該受託者の発行済み株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

(イ) 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

(11) 虚偽記載にかかる入札参加停止措置

J V申請書または確認資料等に虚偽の記載をした場合は、入札参加停止措置を行うことがある。

(12) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出すること。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの氏名を記入し、同じ印を押印すること。

(13) 入札参加者は、公立大学法人滋賀県立大学政府調達に関する苦情の処理手続要綱に基づき当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、公立大学法人滋賀県立大学政府調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することがある。

以上